

錦江町奨学生募集

教育課（教育総務チーム）
電話 0994-22-0517

平成22年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は錦江町教育委員会まで申し出て下さい。

1【趣旨】

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

2【奨学金の種類・貸与月額】

■大学奨学生

月額20,000円以内

■高校奨学生

月額15,000円以内

3【応募の資格】

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に掲げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身ともに健全である者
- ③ 本町に本籍を有する者の子弟である者

4【貸付及び償還】

貸付の期間
当該学校の正規の在学期間中とする。

■償還

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者（5年）
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者（5年）
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者（10年）

償還は半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。



5【提出書類】

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調書

6【申請の手続き】

前項の提出書類を作成の上、平成22年3月31日までに教育委員会教育総務チームまたは支所教育委員会へ提出してください。

7【採用予定者の決定及び通知】

平成22年4月30日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

ねんきんだより

「日本年金機構」が 来年1月1日からスタート！

住民税務課（住民チーム） 電話 0994-22-3039

住民生活課（民生チーム） 電話 0994-25-2511

鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。

○国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在ある近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。

厚生労働省

公的年金の
財政責任・運営責任

日本年金機構

公的年金の運営業務

廃止

社会保険庁

